

議案第5号

鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約の一部改正（案）について

鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約の一部改正を別紙のとおり提出するので承認を求めます。

令和4年5月25日提出

鎌ヶ谷市自治会連合協議会
会長 菅野勝利

提案理由

項目	内容
改正内容	別紙新旧対照表参照 ・ 規約（案）
改正理由	やむを得ない理由で会議の開催が招集できない場合を考慮し、書面開催で成立できるよう改定するもの。
改正時期	令和4年5月25日施行

鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>(総会の成立等)</p> <p>第21条 総会は、代議員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。</p> <p>2 議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改廃に関する事項については、出席代議員の3分の2以上の賛成をもって決する。</p> <p><u>3 やむを得ない理由のため総会が開催できない場合、招集することなく、提案事項について、書面をもって表決し、議決することができる。ただし、成立条件等は前項を適用し、議長は会長とする。</u></p> <p>(自治会長会)</p> <p>第22条 自治会長会は、単位自治会長もしくは連合自治会長をもって構成する。ただし、第4項の主旨にかんがみ、地区自治会において出席することが望ましいと思われる単位自治会役員等もしくは連合自治会役員等については、250世帯に1人の割合を超えない範囲内で自治会長会の構成員となることができる。</p> <p>2 自治会長会は、会長が招集する。</p> <p>3 自治会長会は、年1回開催する。</p> <p>4 自治会長会は、第4条の事業を円滑に行うために開催する。</p> <p><u>5 やむを得ない理由のため自治会長会が開催できない場合、開催中止もしくは招集することなく、書面開催することができる。ただし、書面開催する場合の構成員は、単位自治会長もしくは連合自治会長とする。</u></p>	<p>(総会の成立等)</p> <p>第21条 総会は、代議員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。</p> <p>2 議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改廃に関する事項については、出席代議員の3分の2以上の賛成をもって決する。</p> <p>(自治会長会)</p> <p>第22条 自治会長会は、単位自治会長もしくは連合自治会長をもって構成する。ただし、第4項の主旨にかんがみ、地区自治会において出席することが望ましいと思われる単位自治会役員等もしくは連合自治会役員等については、250世帯に1人の割合を超えない範囲内で自治会長会の構成員となることができる。</p> <p>2 自治会長会は、会長が招集する。</p> <p>3 自治会長会は、年1回開催する。</p> <p>4 自治会長会は、第4条の事業を円滑に行うために開催する。</p>

(理事会の成立等)

第24条 理事会は、理事もしくは代理人の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会が開催できない場合、招集することなく、提案事項について、書面をもって表決し、議決することができる。ただし、成立条件等は前項を適用する。

(役員会)

第25条 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、本会の会務を執行するため、必要に応じ開催する。

2 役員会は、会長が招集し議長となる。

3 やむを得ない理由のため役員会が開催できない場合、招集することなく、書面開催することができる。

附 則

この基準は、令和4年5月25日から適用する。

(理事会の成立等)

第24条 理事会は、理事もしくは代理人の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第25条 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、本会の会務を執行するため、必要に応じ開催する。

2 役員会は、会長が招集し議長となる。

追加